

テールゲートリフター特別教育インストラクター養成講座

受講促進助成金交付要綱

令和5年11月21日
一般社団法人 神奈川県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、(一社)神奈川県トラック協会(以下「神ト協」という。)が行う、テールゲートリフター特別教育インストラクター養成講座の受講に係る助成金(以下「助成金」という。)の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 テールゲートリフター特別教育インストラクター養成講座とは、労働安全衛生法第59条第3項に基づき、労働安全衛生規則第36条第5号の4の業務に労働者をつかせるときに行わなければならない特別の教育について、その教育を行う者を養成する講座をいう。

(助成対象)

第3条 助成対象は、会員事業者の神奈川県内の営業所に所属する従業員や役員が前条に掲げる講習を受講した際に要する費用の一部について対象とする。

- 2 会費を滞納している事業者は助成対象としない。
- 3 新規入会事業者については、入会日以降に実施したものを対象とする。

(助成額・上限人数)

第4条 助成額は、1会員事業者あたり1名分までの受講料とし、上限13,000円とする。

なお、受講料が助成額を下回る場合は、受講料と同額までとする。
但し、助成額に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てとする。

(助成対象期間及び受付期間等)

第5条 令和5年4月1日から令和6年2月29日までに受講したものを対象とする。

- 2 申請の受付期間は、令和5年12月1日から令和6年3月5日必着までとする。なお、上記期間内であっても予算に達した場合、その時点までとする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金を受けようとする会員は、「テールゲートリフター特別教育インストラクター養成講座受講促進助成金申請書」に所定事項を記載し、添付書類を添えて、別に定める期日までに協会窓口へ提出する。また、郵送による申請についても受け付けるものとし、受付日は申請書が協会に到着した日とし、提出期限必着に郵送されたものを助成対象とする。

2 添付書類等、必要書類を満たさない申請については、これを受理しない。

(助成金の決定)

第7条 神ト協は前条申請書の提出があったときは、速やかにその申請を審査し、その申請内容が適合すると認められたときは、助成金の交付決定を行い、「テールゲートリフター特別教育インストラクター養成講座受講促進助成金交付決定通知書」を事業者へ通知する。

(助成金の交付)

第8条 神ト協は前条の「テールゲートリフター特別教育インストラクター養成講座受講促進助成金交付決定通知書」に基づき、内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、事業者に対して、助成金を交付する。

(助成金の返還)

第9条 神ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

2 この要綱その他神ト協が定める事項に違反したとき。

3 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(その他必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、神ト協が別にこれを定める。

(附 則)

1. 本要綱は令和5年11月21日より適用する。